

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

10282

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 30 日	支出額	93,830 円
項目	事務所費	充当額	84,447 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃料 4 月分		
備考	手数料 330 円		

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/2)

埼玉県議会自由民主党議員団

店番

口座番号

渡辺聡一郎政務活動事務所様

埼玉りそな銀行

普通預金通帳

摘要

お支払金額

お預り金額

差引残高

08-03-30 .振替

*93,830 RKS(タワチジウ)

③ 事務所賃料(4月分)

← ④ タワチジウ

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。
お支払可能時刻は小切手等の種類により異なります。詳細は窓口にご照会ください。
○本通帳の下記項目における金額・残高の単位について
「単位」 お金 円 千円 万円

建 物 賃 借 契 約 書 (事業用)

前条

(1) 賃貸借の目的物

名 称	シオン店舗1階 102号室
所在地(住居表示)	埼玉県白岡市新白岡4丁目8番地4
構 造・規 模	軽鋼鉄骨造陸屋根3階建て
用 途	事務所
契 約 面 積	1 階部分 98 m ²

(2) 使用目的

設備活動

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2023 年 7 月 1 日 から	3 年 0 月間
終期	2026 年 6 月 30 日 まで	

貸主は、借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃 料	月額 93,500 円 (内消費税等 8,500 円 ・ 税率 10 %)
共益費(管理費)	月額 円 (内消費税等 円 ・ 税率 %)
保証金(敷金)	187,000 円 賃料の ヶ月相当額
保証金(敷金) の償却・敷引	
テナント総合保険	22,500 円 仲介手数料 93,500 円
礼 金	93,500 円
賃料等の 支払方法	支 払 時 期 翌月分を 毎月 28 日までに支払う
	☐ 振込 ☒ 口座振替
	振込先金融機関名・支店名 口座種別
	口座番号 口座名義人・フリガナ
	振込手数料負担者 借主 持参先

(5) 貸主

貸主	氏名	電話
	住所	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所
	氏名

(6) 連帯保証の極度額

極度額	3,366,000 円
-----	-------------

(7) 更新料に関する事項 更新料の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無)

更新料の金額	☒ 新賃料の 1 ヶ月分 ・ ☐	円
--------	---	---

特約条項

■消費税率が改正された場合、課税対象項目に付加される消費税は借主に通知することなく変更するものとする。
■本契約において、☒ 連帯保証人とする。
■更新時、借主は更新料として新賃料の1ヶ月分を貸主に支払うこととする。
■口座振替開始までの間、または振替されなかった場合には、当社指定口座へ振込みにて支払うものとする。
■口座振替または振込による手数料は、乙の負担とする。なお、振替されなかった場合でも振替手数料は乙の負担とする。
■本契約並びに契約更新の際にも、住宅総合保険(借家人賠償責任保険)へ加入することとします。借主負担。
■既存の床は残置物の為、故障した場合の撤去・処分費用は貸主が負担し、修理及び新規取付費用は借主が負担することとする。
■退去時のハウスクリーニング費用及び原状回復費用は、借主の負担とする。
■退去時は床、天井、クロスの張り替えを借主の負担にて行うものとする。
以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、また貸主と連帯保証人は、借主の債務について連帯保証契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、貸主、借主、および連帯保証人署(記)名押印の上、各自その1通を保有します。

2023. 年 7 月 1 日

貸主 住所 代理人有限会社田口住
氏名 電話番号
借主 住所
氏名 渡辺 聡一郎 電話番号
連帯保証人 住所
氏名 電話番号
極度額 3,366,000 円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書式を準拠しています)

取引態様 ☒ 媒介 ・ ☐ 代理

取引態様 ☐ 媒介 ・ ☐ 代理

免許証番号 埼玉県知事 (12) 第 8774 号

免許証番号 第 号

事務所所在地 埼玉県白岡市小久喜119

事務所所在地

商号 有限会社 田口住宅

商号

代表者等 吉岡 由隆

代表者等

登録番号

登録番号

第 号

宅地建物取引士

宅地建物取引士

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

10283

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 30 日	支出額	50,000 円
項目	事務所費	充当額	40,000 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	政務事務所家賃 4 月分		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

10283

(2/2)



領収書

関根信明 様

領収日

2026-03-30

領収書番号

REC-0000000152

登録番号

T5030001108388

日本ダイレクトメディア株式会社

高橋 満広

331-0823

埼玉県さいたま市北区日進町2-789みらい日進

件名

2026年4月分 政務調査事務所家賃(光熱費込)

小計	消費税	合計金額
50,000円	0円	50,000円

摘要	数量	単価	明細金額
2026年4月分 政務調査事務所家賃(光熱費込)	1	50,000	50,000

讀書求學

関根信明 様

請求日
請求番号
登録番号

2026-03-30
INV-0000000365
T5030001108388

日本ダイレクトメディア株式会社

高橋 満広

331-0823

埼玉県さいたま市北区日進町2-789

いつもお世話になっております。下記の通り請求申し上げます。

件名 2026年4月分 政務調査事務所家賃(光熱費込)

小計	消費税	請求金額
50,000円	0円	50,000円

入金期日	振込先
	武蔵野銀行 宮原西口支店 普通口座 1081177 ニホンダイレクトメディア(カ)

[illegible]

備考

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

10344

(1/1)

日付	令和 8 年 3 月 31 日	支出額	7,000 円
項目	事務所費	充当額	6,300 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場 1 台目 3 月分		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

支払証明書あり

理由

駐車場賃貸借契約書
(自動車保管場所)

所在地	蓮田市東6丁目3番地 第 黒 号
車種及びナンバー	黒
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也

- 貸主(甲)と借主(乙)は、前記条項を双方承諾の上、
第1条 賃貸借契約は、5年6月6日より5年6月5日まで/年とする。貸し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することが出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月 木 日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと。万一1ヶ月なりとも滞り納める場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。道路は充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借物の毀損及転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに解約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により危険物として指定されている物件の持ち込みをしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

- 第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に損害を賠償するものとする。
- 第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

令和5年6月6日

貸主(甲) 住所 黒
氏名 黒
借主(乙) 住所 蓮田市東6-8-4
氏名 森 伊久磨
印 黒

双方同意の上、自動更新

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

10345

(1/1)

日付	令和 8 年 3 月 31 日	支出額	7,000 円
項目	事務所費	充当額	6,300 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場 2 台目 3 月分		
備考	埼玉県議会自由民主党議員団		

支払証明書あり

理由

駐車場賃貸借契約書
(自動車保管場所)

所在地	蓮田市東6丁目5番地
車種及びナンバー	第 〇 号
賃料	1ヶ月 金 7,000 円也

- 貸主(甲)と借主(乙)は、下記条項を双方承諾の上契約を締結する。
- 第1条 賃貸借期間は、2015年10月10日 から 2016年10月9日までとする。貸し期間満了の場合、必要あれば当事者合議の上本契約を更新することが出来る。
- 第2条 賃料の支払いは毎月 末 日までに翌月分を乙は甲に持参して支払うこと。万一1ヶ月なりとも滞納せる場合は、金の有無にかかわらず、甲は何等の催告も要せずして本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。
- 第3条 車は契約の場所以外に置かないこと。通路は充分空けて置き他車の出入を妨げないこと。
- 第4条 乙は甲に無断で契約の車以外を置いてはならない。又賃借物の毀滅及転貸は絶対にしてはならない。
- 第5条 甲又は甲の命ずる管理人の定めた管理規則に違反した場合、甲は直ちに契約することが出来る。
- 第6条 駐車場は常に清潔に使用し、消防法その他の法令に等により危険物として指定されている物件の持ち込をしたり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なさざること。
- 第7条 乙の車に場内で他車による事故発生或は天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して責任を負わないものとする。

第8条 乙又はその代理人・使用人・運転者・同乗者等の責に帰すべき事由によって駐車場又はその設備や駐車場の他の自動車に損害を賠償するものとする。

第9条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は1ヶ月前に互い通告し期間満了と同時に乙は完全に明け渡すこと。

特約条件 (契約書に追加、又は訂正した事項)

この契約の証として、本契約書2通作成し甲乙双方共記名捺印して各1通を所持する。

2015年10月10日

貸主(甲) 住所 氏名 印

借主(乙) 住所 蓮田市東6-8-8 氏名 森伸之 印

双方同意の上、自動更新

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

10346

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 31 日	支出額	40,000 円
項目	事務所費	充当額	36,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	日出谷事務所賃借料 R 8 年 3 月分		
備考	岡地優 36,000=40,000*9/10		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

10346

(2/2)

08-03-31	.送金	*40,000	
----------	-----	---------	--

建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、甲という) と賃借人 岡地 優 (以下、乙という) とは
次のとおり建物賃貸借契約を締結する。

第1条(賃貸借物件) 甲は乙に次の物件を賃貸する。

建物の表示

所在地 埼玉県桶川市上日出谷42-73

構造 軽量鉄骨簡易プレハブ

床面積 18 m²

第2条(使用目的)

事務所の用途に供することとする。

第3条(賃貸借期間)

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間とし、期間満了の1月前までに、甲乙いずれかの申し出がない場合は、1年間自動延長するものとし、その後も同様とする。

第4条(賃料)

賃料 1ヶ月 金40,000円

賃料は、毎月月末までに甲の指定する方法で支払うこととする。

第5条(その他)

本契約に定めのない事項または疑義が生じたときは、甲、乙協議の上解決するものとする。

以上のとおり契約が成立したので、本契約書2通を作成し、各自署名捺印の上、各1通を所持する。

令和2年3月31日

甲 住所
氏名

[REDACTED]

乙 住所 埼玉県桶川市坂田西2-12-20
氏名 岡地 優

[REDACTED]

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

10347

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 31 日	支出額	21,540 円
項目	事務所費	充当額	19,386 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	セキュリティ代（令和 8 年 3 月分）		
備考			

2026/03/31 13:51

川口信用金庫 インターネットバンキング



入出金明細照会

口座情報

お取引店	科目	口座番号	口座名義人
支店	普通		タカシ マサ

入出金明細

照会範囲：2026年03月31日～2026年03月31日 照会件数：2件

2026年03月31日 13時51分33秒時点の情報です。

全件数：2件

年月日	お支払い (出金)	お預り (入金)	お取扱内容 (摘要)	残高
2026年03月31日	21,540円		セコム	

全件数：2件

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

10348

(1/3)

日付	令和 8 年 3 月 31 日	支出額	12,980 円
項目	事務所費	充当額	10,384 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所セコム 3 月請求分		
備考	政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため按分した額とする		

政務活動費 領収書等貼付用紙

(2/3)

[illegible]

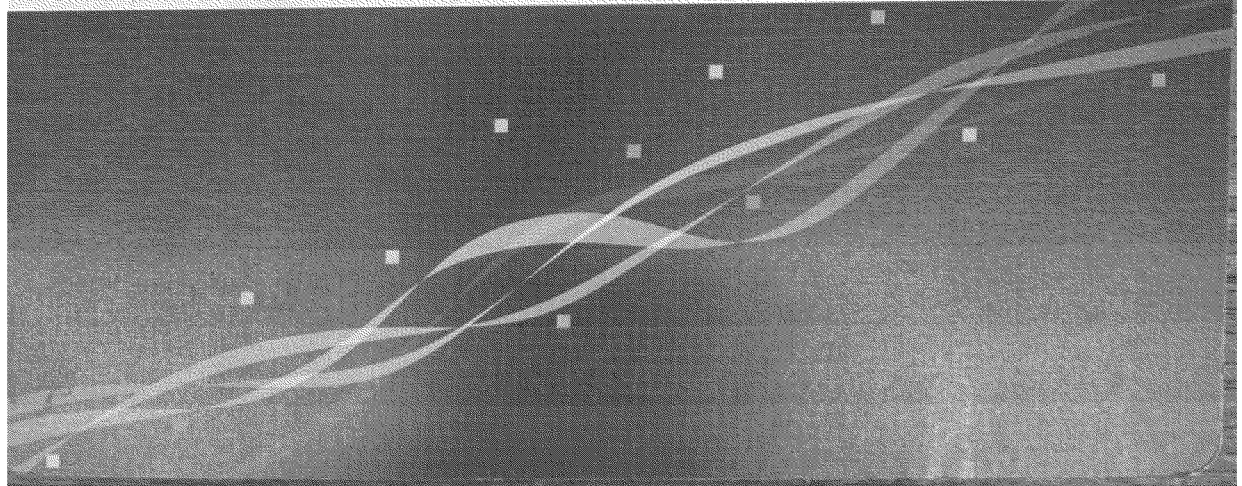
別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

10348

(3/3)

店番	口座番号	
		埼玉県議会 木下 博信様
埼玉りそな銀行	普通預金通帳	



別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

10349

(1/2)

日付	令和 8 年 3 月 31 日	支出額	21,330 円
項目	事務所費	充当額	19,197 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場賃貸料		
備考	(21,000 + 330) × 9/10 = 19,197 (330 円は振込手数料) 「口座名義：横川雅也」		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

10349

(2/2)

08-03-31	.送金	*21,000	ATM カ)マツホ"リフ
08-03-31	.手数料	*330	

駐車場契約更新同意書

賃貸人 [REDACTED] (以下、「甲」という)と賃借人 横川雅也事務所 県政調査室 (以下、「乙」という)は甲乙間において締結した下記物件の駐車場(自動車保管場所)契約書(以下、「原契約」という)に基づき、以下の通り更新することに同意する。

第1条 更新条件は下表の通りとする。

所在地	埼玉県東松山市箭弓町2丁目5581-1		
駐車場名称	Ohana駐車場	番号	[REDACTED]
車種	軽自動車・その他	車番	
色	グレー		
契約 条件 項	駐車料	月額	7,000×3台 円 (内消費税) 636×3台 円
	駐車場更新手数料	賃料の 1 か月相当額	21,000 円 (内消費税) 1,909 円
	更新費用合計金額(10%対象)		21,000 円 (内消費税) 1,909 円

※入金金が原契約の定める弁済日を過ぎた場合は、延滞手数料が加算されます。

第2条 更新後の契約期間は下表の通りとする。

開始日	2025年9月1日	終了日	2027年8月31日
-----	-----------	-----	------------

第3条 消費税法上の課税対象とされるものは、本更新同意書第1条の通り別途消費税が付加される。
なお、原契約終了までに消費税等の税率が改定・施行され、原契約に適用されることになった場合には、現契約書及び本更新同意書記載の消費税額にかかわらず、賃料等の額に変動後の税率を乗じた金額を消費税等相当額として支払うものとする。

第4条 特約事項

*月極駐車場の解約手続きは、解約日(15日もしくは月末日)の1ヶ月前までにお申し込みが必要です。
*弊社営業時間外の違法駐車の場合は最寄りの警察署へ連絡してください。

第5条 本更新同意書に定めなき事項は、原契約に基づくものとする。

第6条 甲は本物件の維持、管理、その他一切を、株式会社松堀不動産(以下、丁という)に代理人として委託し、乙はこれに承諾した。

本更新同意書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲1通、乙1通を保管する。

(緊急連絡先)

住 所	〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13	自宅TEL	
氏 名	横川雅也事務所 担当者	続柄	事務員
		携帯	[REDACTED]

(甲) 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

(乙)

7 年 8 月 21 日

(丁) 埼玉県東松山市箭弓町2-3-2
株式会社 松堀不動産
登録番号:T7030001071048

所在地 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

会社名 横川雅也事務所
県政調査室
電話番号 TEL (0493)77-5050
FAX (0493)77-1000

書類送付先 〒355-0028 埼玉県東松山市箭弓町2-12-13

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

10350

(1/1)

日付	令和 8 年 3 月 31 日	支出額	90,000 円
項目	事務所費	充当額	81,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃（令和 8 年 4 月分）		
備考			

支払証明書あり

理由 口座引落としのため



更新覚書【住居】

賃貸人 [REDACTED] (以下甲という)は、願書(5)記載の代理人(業者)を代理人として、
賃借人 宇田川幸夫 (以下乙という)と、後記賃貸借物件に関する賃貸借契約(以下原契約という)
の契約更新について、以下の通り合意します。この契約の締結を証するため、本書を作成し乙の記名の上、各人1通を保有する。

(1) 賃貸借の目的物

名称	秋桜
所在地	〒 340-0808 埼玉県八潮市緑町2丁目18-6
住戸番号	202 号室

(2) 契約期間

契約期間	始期	2025 年 03 月 18 日	2 年 0 月間
	終期	2027 年 03 月 17 日	

(3) 賃料・管理費・共益費・その他費用及び支払方法

賃料等	家賃	月額	90,000 円	共益費	月額	5,000 円
	駆けつけサポート/月払い	月額	1,100 円		月額	円
	敷金		55,000 円		賃料 0	ヶ月相当分

更新費用	更新料	新賃料の 1 ヶ月分	90,000 円	円	非	円	(10%対象)
	更新事務手数料	新賃料の 0 ヶ月分		円	課	円	(10%対象)
		0 円	円	非		0 円	
		0 円	円			0 円	
	住宅総合保険料について 全管協非請会 WdH決済 保証会社連動の場合は、保証会社にて別途火災保険料が引落としとなります。						
			合計			90,000 円	

(4) 追加特約(特約に追加項目が発生した際に記載)

・契約内容及び、特約事項等は新規契約時の契約内容を引継ぐものとする。
・24時間安心サポート:株式会社シード・コーポレーション フリーダイヤル 0120-410-554
・本契約は保証会社のエルズサポート加入を必須とする。初回保証料:10,000円、年次保証委託料:10,000円、引落手数料は借主負担330円。
・更新費用及び更新事務手数料等支払いは毎月の家賃保証会社の賃料支払と同様の支払日、方法によるものとする。
・本物件入居中は、火災保険加入が必須とする。支払は借主にてクレジット月額払いとする。

(5) その他の条項については、入居契約時の原契約書に基づくものとする。

貸主	住所	[REDACTED]		
	貸主名	[REDACTED]		
賃貸人代理	住所	〒 340-0806 埼玉県八潮市伊草2-12-28 1F	TEL	048-935-5551
	管理店名	株式会社 ハル	連絡請求書登録番号:	T9030001147928
借主(乙)	フリガナ	ウダガワユキオ	TEL	048-932-4055
	氏名	宇田川 幸夫	携帯	
		宇田川 幸夫(2025年3月4日 14:50 GMT+9)		
	住所	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202		
	勤務先名	[REDACTED]	勤務先TEL	[REDACTED]
連絡保証人及び関係者	メールアドレス	contact@udagawayukio.com		
	フリガナ		極度額	
	氏名		生年月日	
※現契約書に基づく保証継続とする。	住所		TEL	
			携帯	
家賃債務保証業者	商号	エルズサポート		
緊急連絡先	氏名	[REDACTED]	総機	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]	TEL	
更新時現在の入居者	続柄	氏名	性別	生年月日
	本人	宇田川幸夫	男性	1978年11月27日
	従業員	[REDACTED]		

貸室賃貸借契約書

〈頻害〉

(1) 物件の表示	名称・番地 所在地 間取り 構造 建築年月	ポスミス 埼玉県八潮市総町2丁目118-6 2LDK 鉄骨造 2023年03月		2階 22号室
(2) の当表示	貸賃人(甲) 賃賃人(乙)	大和リビング株式会社 宇田川 幸夫	※当表示は、本表示の記載事項と一致するものと見做す。ただし、本表示の記載事項と不一致の事項がある場合は、本表示の記載事項を優先するものと見做す。	
(3) 原簿	契約期間	2023年03月18日から2025年03月17日まで2年間		
(4) 賃料等・支払条件	賃料 共益費 月 額	¥90,000 ¥0.000	金 融 機 関 店 名 預 金 種 別 口 座 番 号 フリガナ 口 座 名 義 人 支 払 方 法	※当表示は、本表示の記載事項と一致するものと見做す。ただし、本表示の記載事項と不一致の事項がある場合は、本表示の記載事項を優先するものと見做す。
	月額合計	¥90,000	支払期限	前締日締め、クレジットカード、上記の振込
	更新料 礼金	更新料前賃料の1ヶ月毎支払 ¥225,000	遅延損害金 日 割 算 率	年14.0% (1年を365日として日割算) 1ヶ月を曜日とする
	時 金	「大和リビング」料金 ¥55,000	※当表示は、本表示の記載事項と一致するものと見做す。ただし、本表示の記載事項と不一致の事項がある場合は、本表示の記載事項を優先するものと見做す。	
(5) 補	※当表示は、本表示の記載事項と一致するものと見做す。ただし、本表示の記載事項と不一致の事項がある場合は、本表示の記載事項を優先するものと見做す。			
(6) 智文連環は路元社	名 所 在 地 所 在 地 話 番 号	大和リビング株式会社 八潮営業所 営業所長 大久保 貴司 埼玉県八潮市大瀬6丁目8番地5 ストライプ 1階 048-099-7180		
	連 絡 先	フリーダイヤル 0120-200-850 (ダイプリリビング・マネージメントセンター)		
	取扱賃借契約書時約・特記事項参照			
(7) 特約・特記事項				

340-0808

契約締結日
西暦 年



(2)

貸主が貸主として貸付する場合は、貸主が貸主として貸付する場合は、貸主が貸主として貸付する場合は、	貸主が貸主として貸付する場合は、貸主が貸主として貸付する場合は、貸主が貸主として貸付する場合は、	貸主が貸主として貸付する場合は、貸主が貸主として貸付する場合は、貸主が貸主として貸付する場合は、
貸借人(甲)	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心1丁目1番地1 大和リビング株式会社 埼玉支店 支店長 橋下 芳之 〒340-0891 住 所 埼玉県入瀬市八幡431-1 フリガナ フリガナ 氏 名 〆田 秀夫 メールアドレス メールアドレス	お坂下通り東横街 南平南入瀬市大瀬六丁目8番18号ス タイル 1階 八幡宮事務所
貸借人(乙)	所在地 〒 社 名 FAX () 書類送付先 電話 () 担当部署 担当者名 FAX ()	電話番号 [REDACTED] 固定電話 [REDACTED]
入居者の概要	氏 名 破産 生年月日 性別 フリガナ フリガナ 宇田川 幸夫 本人 1978年 11月 27日 男・女 (46才) [REDACTED] [REDACTED] 年 月 日 男・女 [REDACTED] 年 月 日 男・女 [REDACTED] 年 月 日 男・女	勤務先及び連絡先 勤務先 [REDACTED] 居住先 [REDACTED] 電 話 [REDACTED]
保証会社	〒102-0083 住 所 東京都千代田区麹町1-1半蔵門ファーストビル 2階 フリガナ フリガナ 氏 名 株式会社インテラス 鑑定電話 03-6213-0250 携帯電話 ()	年 月 日 西暦 年 月 日 この結構 との結構
緊急連絡先	住 所 [REDACTED] フリガナ [REDACTED] 氏 名 [REDACTED] 電話番号 ()	生年月日 [REDACTED] との結構 携帯電話 [REDACTED]
備考	備考	備考

本会接受捐赠必须按章办理：免赠序号、保固、会社名、代表姓名、道路编号、地址建物等引上注册序号，并加

大和リビング株式会社 様式LBBB 230A

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

10351

(1/1)

日付	令和 8 年 3 月 31 日	支出額	17,600 円
項目	事務所費	充当額	15,840 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代（2 台分）令和 8 年 4 月分		
備考			

支払証明書あり

理由 口座引落のため



更新覚書【駐車場】

貸貸人 (以下甲という)は、頭書(5)記載の代理人(業者)を代理人として、
賃借人 宇田川幸夫 (以下乙という)と、後記賃貸借物件に関する賃貸借契約(以下原契約という)
の契約更新について、以下の通り合意します。この契約の締結を証するため、本書を作成し乙の記名の上、各人1通を保有する。

(1) 賃貸借の目的物

名称	秋桜駐車場		
所在地	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6		
区画番号	No.		

(2) 契約期間

契約期間	始期	2025 年 04 月 01 日	2 年 0 月間
	終期	2027 年 03 月 31 日	

(3) 駐車料及び支払方法

賃料	駐車料	月額	8,800 円	課 (うち消費税額: 800 円) (10%対象)
	敷金	円	賃料 0 円	ヶ月相当分

更新費用	更新事務手数料	新賃料の 0 円	ヶ月分	円	課 (うち消費税額 円) (10%対象)
------	---------	----------	-----	---	----------------------

(4) 追加特約(特約に追加項目が発生した際に記載)

・区画移動の際は、新規契約扱いとなり改めて変更手数料(1ヶ月+税)が発生する。
・駐車車両は普通車両のみとし、トラック(軽トラ含む)等作業車となるものは駐車禁止とする。
・駐車場区画には車両のみを駐車するものし、私物等車両以外のものを置くことは一切禁止とする。尚、当該駐車区画を利用する車両は届け出ている車両のみとする。
・保管場所使用承諾証明書 発行手数料は1区画につき3,300円(税込)を支払うものとする。
・電気自動車用EVスタンドを利用する場合は管理会社への事前予約を必要とする。使用方法は現地案内を確認するものとする。支払方法はクレジット払いのみとする。

(5) その他の条項については、入居契約時の原契約書に基づくものとする。

貸主	住所			
	貸主名		連絡請求書登録番号:	※業法第18条第1項に基づき印鑑登録
賃貸人代理	住所	〒 340-0806 埼玉県八潮市伊草2-12-28 1F		
	管理人名	株式会社 ハル	連絡請求書登録番号:	T9030001147928
借主(乙)	フリガナ	ウダガワユキオ		
	氏名	宇田川 幸夫		
	住所	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202		
	勤務先名			
	メールアドレス	contact@udagawayukio.com		
連帯保証人及び極度額 ※原契約書に基づく保証継続とする。	フリガナ	極度額	借主との関係	
	氏名	生年月日	TEL	
	住所	携帯		
家賃債務保証業者	商号	エルズサポート		
緊急連絡先	氏名	性別	TEL	
	住所	携帯		

(7) 車両等

メーカー/車種	色	登録番号
ダイハツ	シルバー	

更新契約書_秋桜駐車場_002

最終監査レポート

2025-03-04

作成日:	2024-12-23 (日本標準時)
ユーザー名:	株式会社 ハル
ステータス:	署名済み
トランザクション ID:	

履歴

-  株式会社 ハル が文書を作成しました
2024-12-23 - 15:24:50 GMT+9
-  文書が署名のために contact@udagawayukio.com 様に電子メールで送信されました
2024-12-23 - 15:25:19 GMT+9
-  contact@udagawayukio.com 様が電子メールを開覧しました
2025-03-04 - 14:44:38 GMT+9
-  署名者 contact@udagawayukio.com 様は 署名時に 宇田川 幸夫 として名前を入力しました
2025-03-04 - 14:46:48 GMT+9
-  宇田川 幸夫 (contact@udagawayukio.com) 様が文書に電子サインしました
署名日: 2025-03-04 - 14:46:50 GMT+9 - タイムソース: サーバー
-  文書が承認のために 様に電子メールで送信されました
2025-03-04 - 14:46:52 GMT+9
-  様が電子メールを開覧しました
2025-03-04 - 15:01:29 GMT+9
-  様が文書を承認しました
承認日: 2025-03-04 - 15:01:38 GMT+9 - タイムソース: サーバー
-  すべてのプロセスが完了しました
2025-03-04 - 15:01:38 GMT+9



Powered by
Adobe
Acrobat Sign



更新覚書【駐車場】

貸貸人 XXXXXXXXXX (以下甲という)は、頭書(5)記載の代理人(業者)を代理人として、
賃借人 宇田川幸夫 (以下乙という)と、後記賃貸借物件に関する賃貸借契約(以下原契約という)
の契約更新について、以下の通り合意します。この契約の締結を証するため、本書を作成し乙の記名の上、各人1通を保有する。

(1) 賃貸借の目的物

名称	秋桜駐車場		
所在地	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6		
区画番号	No.	XXXXXXXXXX	

(2) 契約期間

契約期間	始期	2025 年 03 月 18 日	2 年 0 月間
	終期	2027 年 03 月 17 日	

(3) 駐車料及び支払方法

賃料	駐車料	月額	8,800 円	課 (うち消費税額: 800 円) (10%対象)
	敷金	円	賃料 0 円	ヶ月相当分

更新費用	更新事務手数料	新賃料の 0 円	ヶ月分	円	課 (うち消費税額 円) (10%対象)
------	---------	----------	-----	---	----------------------

(4) 追加特約(特約に追加項目が発生した際に記載)

・区画移動の際は、新規契約扱いとなり改めて変更手数料(1ヶ月+税)が発生する。
・駐車車両は普通車両のみとし、トラック(軽トラ含む)等作業車となるものは駐車禁止とする。
・駐車場区画には車両のみを駐車するものし、私物等車両以外のものを置くことは一切禁止とする。尚、当該駐車区画を利用する車両は届け出ている車両のみとする。
・保管場所使用承諾証明書 発行手数料は1区画につき3,300円(税込)を支払うものとする。
・電気自動車用EVスタンドを利用する場合は管理会社への事前予約を必要とする。使用方法は現地案内を確認するものとする。支払方法はクレジット払いのみとする。

(5) その他の条項については、入居契約時の原契約書に基づくものとする。

貸主	住所	XXXXXXXXXX		
	貸主名	XXXXXXXXXX	連絡請求書登録番号:	XXXXXXXXXX
賃貸人代理	住所	〒 340-0806 埼玉県八潮市伊草2-12-28 1F		
	管理人名	株式会社 ハル	連絡請求書登録番号:	T9030001147928
借主(乙)	フリガナ	ウダガワユキオ		
	氏名	宇田川 幸夫		
	住所	埼玉県八潮市緑町2丁目18-6コスモス 202		
	勤務先名	XXXXXXXXXX		
	メールアドレス	contact@udagawayukio.com		
連帯保証人及び極度額 ※原契約書に基づく保証継 続とする。	フリガナ	XXXXXXXXXX		
	氏名	XXXXXXXXXX		
	住所	XXXXXXXXXX		
家賃債務保証業者	商号	エルズサポート		
緊急連絡先	氏名	XXXXXXXXXX		
	住所	XXXXXXXXXX		

(7) 車両等

メーカー/車種	色	登録番号
トヨタ	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX

更新契約書_秋桜駐車場_006

最終監査レポート

2025-03-04

作成日:	2024-12-23 (日本標準時)
ユーザー名:	株式会社 ハル
ステータス:	署名済み
トランザクション ID:	

履歴

- 📄 株式会社 ハル が文書を作成しました
2024-12-23 - 15:21:09 GMT+9
- ✉️ 文書が署名のために contact@udagawayukio.com 様に電子メールで送信されました
2024-12-23 - 15:21:59 GMT+9
- 📄 contact@udagawayukio.com 様が電子メールを開覧しました
2025-03-04 - 14:40:02 GMT+9
- 👤 署名者 contact@udagawayukio.com 様は 署名時に 宇田川 幸夫 として名前を入力しました
2025-03-04 - 14:42:59 GMT+9
- 👤 宇田川 幸夫 (contact@udagawayukio.com) 様が文書に電子サインしました
署名日: 2025-03-04 - 14:43:01 GMT+9 - タイムソース: サーバー
- ✉️ 文書が承認のために 様に電子メールで送信されました
2025-03-04 - 14:43:03 GMT+9
- 👤 様が文書を承認しました
承認日: 2025-03-04 - 15:00:57 GMT+9 - タイムソース: サーバー
- ✅ すべてのプロセスが完了しました
2025-03-04 - 15:00:57 GMT+9



Powered by
Adobe
Acrobat Sign

駐車場貸借契約書

(前書)

(1) 物件の表示	駐 車 場 名	コスモス 駐車場																																								
	所 在 地	埼玉県八潮市稲町2丁目18-6																																								
(2) 駐車車両	車 名 (1)	車 体 の 色																																								
	日産車登録番号又は車体番号	排 気 量																																								
	車 名 (2)	車 体 の 色																																								
	日産車登録番号又は車体番号	排 気 量																																								
(3) の 当 事 者	貸 借 人 (甲)																																									
	借 借 人 (乙)	宇田川 幸夫																																								
(4) 租 賃 料	車 名 (1) の 車 体 用 意	車 名 (2) の 車 体 用 意																																								
	要 約 期 間	2023年04月01日から2025年03月31日まで2年間																																								
(5) 賃 料 等 ・ 支 払 条 件	月 額	<table border="1"> <tr> <td>駐車料</td> <td>¥8,800</td> <td>金 融 機 関</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>店 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>預 金 種 別</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>口 座 番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>フリガナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>口座名義人</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>支 払 方 法</td> <td>振込口座：「三菱UFJ銀行」に於ける口座</td> </tr> <tr> <td>月 額 合 計</td> <td>¥8,800</td> <td>支 払 期 限</td> <td>翌月分を当月末日までに支払う</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>遅延損害金</td> <td>年14.0% (1年を365日として日割計算)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>日割貸料等</td> <td>1ヶ月を暦日とする</td> </tr> </table>	駐車料	¥8,800	金 融 機 関				店 名				預 金 種 別				口 座 番 号				フリガナ				口座名義人				支 払 方 法	振込口座：「三菱UFJ銀行」に於ける口座	月 額 合 計	¥8,800	支 払 期 限	翌月分を当月末日までに支払う			遅延損害金	年14.0% (1年を365日として日割計算)			日割貸料等	1ヶ月を暦日とする
	駐車料	¥8,800	金 融 機 関																																							
			店 名																																							
			預 金 種 別																																							
			口 座 番 号																																							
			フリガナ																																							
			口座名義人																																							
			支 払 方 法	振込口座：「三菱UFJ銀行」に於ける口座																																						
	月 額 合 計	¥8,800	支 払 期 限	翌月分を当月末日までに支払う																																						
			遅延損害金	年14.0% (1年を365日として日割計算)																																						
		日割貸料等	1ヶ月を暦日とする																																							
時 金																																										
金																																										
(6) 特 約 条 件	別紙貸借契約書特約・特記事項参照																																									

契約締結日
西暦 年 月 日

貸借人(甲)		
貸借人(甲)の代表人	〒330-0081 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 大和リビング株式会社 埼玉支店 支店長 藤子 芳之	
貸借人(乙)	〒340-0806 埼玉県八潮市稲町2丁目18-6コスモス 202号室 フリガナ 宇田川 幸夫 氏 名 橋本雅夫 メールアドレス 固定電話 所在地 〒 電話 () 社 名 FAX () 郵便送付先 電話 () 担当部署 FAX ()	
印		
貸借人(乙)が、本駐車場に付随する下記住宅の賃貸借契約を締結した場合は下記身上書欄記入不要 住宅名		
貸借人(乙)の代表人	氏 名 宇田川 幸夫 生年月日 西暦 1979年 11月 27日 (99) 女 職 務 先 電 話 所 在 地 其の他連絡先 緊急連絡先 主使用者氏名 電 話 () 主使用者住所 其の他連絡先	
保証会社	〒102-0083 東京都千代田区麹町1-4半蔵門ファーストビル 3階 フリガナ 大和リビング 氏 名 株式会社イントラスト 乙との連絡 固定電話 03-6213-0290 携帯電話 ()	
緊急連絡先	住 所 フリガナ 氏 名 乙との連絡 固定電話 () 携帯電話	
備 考		
備 考		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

10352

(1/1)

日付	令和 8 年 3 月 31 日	支出額	85,800 円
項目	事務所費	充当額	77,220 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所賃料及び管理費 4 月分		
備考			

支払証明書あり

理由

事業用建物賃貸借契約書

貸主 セルス合同会社 と、借主 林 薫 は、契約要目1.記載の賃貸借目的物件（以下「本物件」という。）を本契約に付帯する約款に基づいて、以下記載の条件で事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結した。

契約要目

1. 賃貸借目的物件の表示

名 称	Sky Urawa		
住居表示	埼玉県さいたま市南区別所3-3-2		
地 番	埼玉県さいたま市南区別所3-1357-2		
家屋番号	1357番2		
構 造	鉄骨造陸屋根9階建て		
種 類	共同住宅	築年月	2023年3月21日
賃貸区画	101号室	賃貸面積	24.07㎡
付帯施設			

2. 契約期間

契約期間	2025年 12月 26日 から 2027年 12月 25日 まで （2年間）
------	---

3. 更新に関する事項

更新	更新拒絶の通知または条件変更の意思表示は、貸主は期間満了の6ヶ月前、借主は期間満了の3ヶ月前までとする。
更新料	新賃料の1ヶ月分(別途消費税)、更新事務手数料10,000円(別途消費税)

4. 使用目的

使用目的 (事業内容等)	政務活動事務所
-----------------	---------

5. 賃料及びその他の費用

賃料	月額金72,000円	別途消費税	管理費	月額金6,000円	別途消費税
礼金	金72,000円	別途消費税	鍵交換代	金30,000円	別途消費税
町会費			シャトルバス料 定期保険		
保証会社	金86,050円		安心アクセス24	金15,000円	別途消費税
敷金			新規契約事務手数料	金10,000円	別途消費税
振込口座 (保証会社による引落開始迄)	銀行名		支店名		
	口座種別		口座番号		
	口座名義				

6. 預託金

保証金	なし
償却費	なし
返還期日	本物件の解約後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

10353

(1/3)

日付	令和 8 年 3 月 31 日	支出額	96,360 円
項目	事務所費	充当額	86,724 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	駐車場料金		
備考	駐車場料金 (4 月 30 日 6 月 1 日 6 月 30 日 7 月 31 日 9 月 1 日 9 月 30 日 10 月 31 日 12 月 1 日 12 月 31 日 2 月 2 日 3 月 2 日 3 月 31 日) 8030 × 12 ヶ月 × 90 % = 86724 円		

支払証明書あり

理由
領収書が発行されないため。

政務活動費 領収書等貼付用紙

10353

(2/3)

令和6年4月8日 発行

有 料 駐 車 場 利 用 契 約 証 明 書

独立行政法人都市再生機構業務委託者
株式会社URコミュニティ
浦和住まいセンター長

<お問合せ>
浦和住まいセンター
TEL:048-711-7160

下記のとおり相違ないことを証明します。

1. 団地名等
・ 団 地 名 田島 団地
・ 駐 車 場 番 号 [REDACTED]

2. 契約名義人 荒木 裕介

3. 契約締結日 平成4年12月20日

4. 利用開始可能日 平成4年12月20日

5. 受領済敷金額 21,630円

6. 利用料金の額 利用料金 8,030 円/月

備考

記載事項無し（手書き追記無効）

以 上

政務活動費 領収書等貼付用紙

10353

(3/3)

令和8年4月8日 発行

駐車場利用料金支払証明書

独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部
浦和住宅管理センター
所長

2024.04.08

09:19

お客様番号

荒木 裕介 様

入谷 規生

<お問合先>
東日本賃貸住宅本部 浦和住まいセンター
TEL 048-711-7150

下記のとおり支払があったことを証明します。

記

1. 所在地等

・所在地

さいたま市桜区田島六丁目1

・団地名

田島

・駐車場番号

2. 契約名義人

カ ナ アサキ ユウスケ

氏 名 荒木 裕介

3. 支払状況

支払月分	利用料	支払月分	利用料
令和7年 4月分	8,030円	令和7年 10月分	8,030円
令和7年 5月分	8,030円	令和7年 11月分	8,030円
令和7年 6月分	8,030円	令和7年 12月分	8,030円
令和7年 7月分	8,030円	令和8年 1月分	8,030円
令和7年 8月分	8,030円	令和8年 2月分	8,030円
令和7年 9月分	8,030円	令和8年 3月分	8,030円

備考

政務活動費 領収書等貼付用紙

10354

(1/3)

日付	令和 8 年 3 月 31 日	支出額	38,280 円
項目	事務所費	充当額	34,452 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	倉庫賃貸料金		
備考	倉庫賃貸借 (4 月 30 日 6 月 1 日 6 月 30 日 7 月 31 日 9 月 1 日 9 月 30 日 10 月 31 日 12 月 1 日 12 月 31 日 2 月 2 日 3 月 2 日 3 月 31 日) 3190 × 12 ヶ月 × 90 % = 34452 円		

支払証明書あり

理由
領収書は貰っていないため契約書のみ。

政務活動費 領収書等貼付用紙

10354

(2/3)

令和8年4月8日 発行

倉庫賃貸借契約証明書

独立行政法人都市再生機構業務受託者
株式会社URコミュニティ
浦和住まいセンター長



<お問合せ先>
浦和住まいセンター
TEL:048-711-7150

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 団地名等

・団地名

田島 団地

・倉庫番号

2 契約名義人

荒木 裕介

3 契約締結日

平成28年8月13日

4 使用開始可能日

平成28年8月13日

5 受領済敷金額

9,396円

6 賃貸料の額

賃貸料

3,190 円/月

備考

記載事項無し（手書き追記無効）

以上

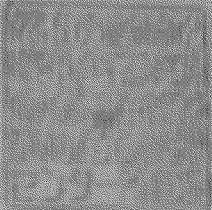
政務活動費 領収書等貼付用紙

10354

(3/3)

倉庫貸貸料支払証明書

埼玉県国土人都市再生機構
新日本賃貸住宅本部
賃貸住宅管理センター
所長



住所
〒100-0001 東京都千代田区千代田

代表者
大井 規生

代表者印
新日本賃貸住宅本部 賃貸住宅管理センター

下記のとおり支払があったことを証明します。

記

1. 所在地等

・所在地
さいたま市桜区田島6

・団地名
田島

・倉庫番号
[Redacted]

2. 契約名称人

氏 名
大井 規生

氏 名
荒木 裕介

3. 支払状況

支払月分	利用料	管理費	計	支払月分	利用料	管理費	計
令和 7年 10月分	5,100円	0円	5,100円	令和 7年 10月分	5,100円	0円	5,100円
令和 7年 11月分	5,100円	0円	5,100円	令和 7年 11月分	5,100円	0円	5,100円
令和 7年 12月分	5,100円	0円	5,100円	令和 7年 12月分	5,100円	0円	5,100円
令和 7年 1月分	5,100円	0円	5,100円	令和 8年 1月分	5,100円	0円	5,100円
令和 7年 2月分	5,100円	0円	5,100円	令和 8年 2月分	5,100円	0円	5,100円
令和 7年 3月分	5,100円	0円	5,100円	令和 8年 3月分	5,100円	0円	5,100円

備考

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

10355

(1/11)

日付	令和 8 年 3 月 31 日	支出額	93,500 円
項目	事務所費	充当額	84,150 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	家賃・共益費・駐車場代金（支払い：3 月 3 1 日）		
備考	93500 円× 90 % = 84150 円		

支払証明書あり

理由

領収書は貰っていないため契約書のみ。



事業用建物 賃貸借契約書(更新)

ロイヤルコートムラタ

100号室

貸主 有限会社村田管理サービス 様

借主 埼玉県議会議員 荒木 裕介 様

事業用建物／普通賃貸借契約【連帯保証人型】

建 物 賃 貸 借 契 約 書 (事業用)

頭書

(1) 賃貸借の目的物

名 称	ロイヤルコートムラタ		
所在地(住居表示)	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-10		
構 造・規 模	鉄筋コンクリート造 7階建て		
用 途	事務所		
契 約 面 積	1 階部分	59.95	m ²
【以下余白】			

(2) 使用目的

賃貸事務所として
【以下余白】

(3) 契約期間および契約期間内の解約

始期	2026 年 3 月 19 日 から	2 年 - 月間	
終期	2028 年 3 月 18 日 まで		
貸主は、正当事由がある場合には借主に対して6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して 3 ヶ月前までに、書面により解約の申入れを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。			

(4) 賃料等

賃 料	月額	82,500 円	(内消費税等 7,500 円・税率 10 %)
共益費(管理費)	月額	5,500 円	(内消費税等 500 円・税率 10 %)
保証金(敷金)		80,000 円	賃料の 〃 ヶ月相当額
保証金(敷金)の償却・敷引			
駐車料		5,500 円 (内消費税等 500円・税率10%)	円
電気・水道料		5,500 円 (内消費税等 500円・税率10%)	
賃料等の支払方法	支 払 時 期	翌月分を 毎月 末 日までに支払う	
	☒ 振込 ☐		
	振込先金融機関名・支店名		口座種別 普通
	口座番号	口座名義人・フリガナ	
	振込手数料負担者	借主	持参先

(5) 貸主

貸主	氏名	有限会社村田管理サービス	電話	048 (861) 5234
	住所	埼玉県さいたま市桜区西堀2-2-20		

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	-
	氏名	-

政務活動費 領収書等貼付用紙

10355

(4/11)

(6) 連帯保証の極度額

極度額 円

(7) 更新料に関する事項

更新料の有無 (☒ 有 ・ ☐ 無)更新料の金額 ☒ 新賃料の 1 ヶ月分 ・ ☐ 円

借主は契約更新時に取引業者に對し書類作成料として新賃料の0.25ヵ月分(消費税別)を支払うこととする。

特約条項

借主は本物件の使用に際し、近隣の迷惑になるような騒音には十分留意しその使用をすること。
また、迷惑になるようなことがあった場合は速やかに借主の責任において対処すること。
本契約内容に記載のない事項については、当初の契約内容を遵守するものとする。

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結し、本契約書2通を作成し、
貸主、借主、名押印の上、各自その1通を保有します。

令和8年2月28日

貸主

住所 〒338-0832 さいたま市桜区西堀2丁目2番20号

有限会社 村田管理サービス

氏名 代表取締役 村田 佳津

電話番号 ()

借主

住所 さいたま市桜区西堀2-2-10 1階 100号室

氏名 荒木 裕介

電話番号 048 (872) 1255

連帯保証人

住所

氏名

電話番号 ()

極度額

円 ※連帯保証人が法人の場合には極度額は定めません

宅地建物取引業者・宅地建物取引士

(この契約書は宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています)

取引態様

☒ 媒介 ・ ☐ 代理

取引態様

☐ 媒介 ・ ☐ 代理

免許証番号

埼玉県知事 (6) 第 108 号

免許証番号

第 号

事務所所在地

埼玉県さいたま市中央区鈴

事務所所在地

商号

株式会社 グッドス

商号

代表者等

益子 賢治

代表者等

登録番号

第 号

登録番号

第 号

宅地建物取引士

宅地建物取引士

不動産賃貸借契約条項

（契約の締結）

- 第1条 貸主および借主は、頭書(1)に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」といいます。）について、以下の条項により賃貸借契約（以下「本契約」といいます。）を締結しました。

（使用目的）

- 第2条 借主は、頭書(2)に記載の使用目的で本物件を使用しなければなりません。

（契約期間）

- 第3条 本契約の契約期間は、頭書(3)に記載するとおりとします。

（賃料）

- 第4条 借主は、頭書(4)の記載に従い、賃料を貸主に支払わなければなりません。

- 2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、その月の日割計算とします。
- 3 貸主および借主は、次の各号の一に該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができます。
 - 一 土地または建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不当となった場合
 - 二 土地または建物の価格の上昇または低下その他の経済事情の変動により賃料が不当となった場合
 - 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不当となった場合

（共益費）

- 第5条 借主は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下この条において「維持管理費」といいます。）に充てるため、共益費を貸主に支払うものとします。
- 2 前項の共益費は、頭書(4)の記載に従い、支払わなければなりません。
 - 3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、その月の日割計算とします。
 - 4 貸主および借主は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができます。

（保証金または敷金）

- 第6条 借主は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金または敷金（以下「保証金等」といいます。）を貸主に預託するものとします。
- 2 貸主は保証金等に対して利息を付さないものとします。
 - 3 貸主は、借主が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金等をその債務の弁済に充てることができます。この場合において、借主は、本物件を明け渡すまでの間、保証金等をもって当該債務の弁済に充ててことを請求することができません。
 - 4 前項により、貸主が保証金等を借主の債務の弁済に充当したときは、借主は保証金等不足額を遅滞なく貸主に預託するものとします。
 - 5 借主は、保証金等の返還請求権を第三者に譲渡し、または担保の目的に供してはなりません。
 - 6 貸主は、本物件の明渡しがあったときは、保証金等の全額を借主に返還します。ただし、本物件の明渡し時に、頭書(4)に記載する保証金償却または敷引、賃料・共益費等の滞納、第28条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる借主の債務の不履行が存在する場合には、貸主は、当該債務の額を保証金等から差し引いた額を明示し、遅滞なく返還するものとします。

政務活動費 領収書等貼付用紙

10355

(6/11)

(契約の更新)

第7条 貸主および借主は、協議の上、本契約を更新することができます。ただし、貸主は、借主に対して契約期間満了の6ヶ月前までに、また、借主は、貸主に対して契約期間満了前における頭書(3)記載の解約申入れ期間前までに、本契約を更新しない旨または本契約の条件を変更する旨の通知等、特別の意思表示をした場合は、この限りではありません。

(更新料)

第8条 借主は、貸主に対し、前条の更新の際、頭書(7)の更新料額の定めがあるときは、頭書(7)の更新料を支払うものとします。

(借主の負担すべき費用)

第9条 次の各号に掲げる費用については、借主の負担とします。

- 一 本物件内の水道光熱費
- 二 借主が貸主の承諾を得て本物件内に設置した内装・諸造作・設備・機器等の維持費・管理費
- 三 本物件(借主の諸造作・設備・機器等を含みます。)の清掃、手入れの費用
- 四 その他頭書および特約条項に記載した費用

(消費税等)

第10条 頭書(4)記載の賃料等の金額には、消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)を含むものとします。

2 本契約の存続期間中に消費税率が変更された場合、借主は、貸主に対し、変更後の消費税率に従った金額を賃料等として支払うものとします。

(債務遅延損害金)

第11条 借主が貸主に対し、賃料その他の本契約から生ずる金銭債務の支払いを遅滞したときは、これに対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。ただし、借主は当該損害金の支払により貸主の契約解除権の行使を免れるものではありません。

(反社会的勢力の排除)

第12条 貸主、借主および連帯保証人は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)ないしはこれらの者の支配下にある者ではないこと
- 二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

2 借主は、貸主の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはなりません。

(禁止または制限される行為)

第13条 借主は、本物件を頭書(2)に記載の使用目的以外の目的で使用してはなりません。

2 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権を譲渡(担保の提供、経営の委任、営業譲渡、事業譲渡、合併、会社分割その他これに準ずる一切の行為

政務活動費 領収書等貼付用紙

10355

(7/11)

対して	による借主の変更を含みます。)し、または転貸(共同使用、その他これに準ずる一切の行為を含みます。)してはなりません。
旨(3)	3 借主は、貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替
旨の	または本物件の敷地内において工作物の設置を行ってはなりません。
	4 借主は、本物件の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはなりません。
の更新	一 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
	二 本物件に反社会的勢力ないしはこれらの者の支配下にある者を居住・利用させ、または反復
	継続して反社会的勢力を出入りさせること
	三 本物件を、危険薬物の販売等の用に供すること
	四 本物件を、特殊詐欺の用に供すること
管理費	五 本物件を、性風俗関連特殊営業の用に供すること
	六 衛生上有害となる行為を行うこと
	七 法令に違反し、または公序良俗に反する行為、および風紀を乱す行為を行うこと
	八 本物件内で居住または宿泊を行うこと
	九 本物件内に危険物を持ち込むこと
。)を含む	十 本物件内で動物を飼育(一時預かりも含みます。)すること
	十一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
宛率に	十二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
	十三 他のテナント・居住者・利用者・近隣等に迷惑をかける行為を行うこと
	(内部造作および設備の新設等)
これに	第14条 借主が次の行為を行う場合には、あらかじめ書面により貸主の承諾を得ることとします。
致損害	一 本物件内の間仕切り・建具および造作の新設または変更
	二 照明灯の増設・移転、通信回線の引込み架設、給排水・ガスおよび電気等の設備の新設・増
	設・移転・変更等
	三 金庫その他重量物の搬入据付
以下	四 看板および広告設備の設置
こと	五 その他前記第一号ないし第四号の行為に関連する一切の工事
。)が	2 借主は、前項の工事を行う場合には、貸主の指定もしくは承認する工事業者により、貸主の指示・
	監督に従い施工するものとし、その工事に要する費用は借主の負担とします。
約を締	3 借主は、前項の工事を、契約期間内に実施するものとします。
	4 借主の費用により新設・付加した諸造作・設備等に賦課される公租公課は、宛名・名義の如何に
	にかかわらず借主の負担とします。
	(修繕)
	第15条 貸主は、建物の躯体および共用部分並びに共用設備の維持保全に必要な修繕を行います。
に賃	2 前項の修繕を実施する場合、貸主は借主にその旨を通知するものとし、借主またはその代理人・
	使用人・請負人等の借主の関係者は、貸主または貸主の指定する工事業者等の指示がある場合
	は、それを遵守するものとします。なお、借主は貸主に対し、当該修繕等の工事の実施によって被
譲渡	る損害の賠償を請求することはできないものとします。
別の行為	3 借主は、本物件内に修繕を要する箇所を発見した場合には、貸主に速やかに通知しなければ
	なりません。

政務活動費 領収書等貼付用紙

10355

(8/11)

4 借主の故意または過失にもとづく事由による修繕については、借主がその費用を負担するものとします。なお、借主は自己負担の修繕の場合であっても、修繕工事は貸主の指定業者が行うものとし、修繕工事の着手前に修繕費用を貸主に支払うものとします。

（損害賠償責任）

第16条 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者の故意または過失により、貸主または他の賃借人等の第三者に損害を与えた場合は、借主はこれによって生じた一切の損害を賠償するものとします。

2 前項の者の行為による損害について、貸主が利益を失った場合および貸主の名誉・信用が害された場合においても、前項の定めと同様とします。

（善管注意義務）

第17条 借主は本物件および共用部を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

（管理規約等の遵守）

第18条 借主は、本物件に係る管理規約・使用細則等を遵守するとともに、貸主が本物件の管理上必要な事項で借主に通知した事項について遵守し、他のテナント・居住者・利用者・近隣等の迷惑になるような行為をしないものとします。

（保険の加入）

第19条 借主は、本契約存続中、借主の負担により、貸主が指定した保険金額の借家人賠償責任特約付テナント総合保険等に参加し、その保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

2 借主は、本契約が存続している限り、前項の保険を必ず更新しなければならないものとし、更新後遅滞なく保険証券の写しを貸主に提出するものとします。

（通知義務）

第20条 借主は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その内容を速やかに貸主に書面により通知しなければなりません。

- 一 借主が個人の場合、住所・氏名・屋号・連絡先・その他身分上の事項の変更
- 二 借主が法人の場合、住所・商号・代表者・連絡先・その他商業登記事項上の記載事項の変更
- 三 連帯保証人の住所・氏名・連絡先等の変更
- 四 借主が本物件を長期間（1ヶ月以上）不在にする場合の行先・期間・緊急連絡先
- 五 第22条第2項第七号ないし第九号に規定する事項があった場合

（免責）

第21条 地震・火災・水害等の天災地変、あるいは貸主が建物所有者および賃貸人として建物維持管理上通常払うべき程度の注意を払ったにもかかわらず、電気・ガス・水道その他建物の設備に起因もしくは関連して借主に損害が生じた場合、または盗難、示威運動、労働争議等により借主に損害が生じた場合、貸主はその責を負いません。

（契約の解除）

第22条 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができます。

- 一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
- 二 第5条第1項に規定する共益費支払義務
- 三 第8条に規定する借主の更新料支払義務

政務活動費 領収書等貼付用紙

10355

(9/11)

- 四 第9条各号に規定する借主の費用負担義務
- 五 第15条第4項に規定する借主の修繕費用負担義務
- 六 第30条第6項に規定する連帯保証人を変更する義務
- 2 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該事象の解消を催告したにもかかわらず、その期間内に当該事象が解消されずに、当該事象により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。
- 一 第2条に規定する本物件の使用目的遵守義務に反した場合
- 二 第13条第4項第六号ないし第十三号に定める行為を行った場合
- 三 借主に貸主の信用を著しく失墜させる行為があったとき
- 四 借主またはその代理人・使用人・請負人等の借主の関係者に、共同利用および共同生活を乱す行為があったとき
- 五 本契約または本契約に付帯して締結される契約、覚書もしくは一棟の建物または本物件についての管理規約・使用規則等の遵守義務に反した場合
- 六 借主またはその使用人等において、自らの行為により警察の介入を生じさせる行為があったとき
- 七 借主に対して銀行の取引停止、または差押・仮差押・仮処分・強制執行があったとき
- 八 借主に対して破産・民事再生・会社更生・清算手続き等の申立があったとき
- 九 主務官庁等から営業許可の取消または停止の処分を受けたとき
- 十 その他本契約の各条項に違反したとき
- 3 貸主は、借主が次に掲げる事象に該当し、信頼関係の破綻が認められる場合には、何らの催告も要せず、本契約を直ちに解除することができます。なお、この場合、借主は本契約の解除による損害の賠償を請求することはできません。
- 一 第12条第1項に規定する確約に反した場合
- 二 第12条第2項の規定に反した場合
- 三 第13条第2項、第3項、および第4項第一号ないし第五号に規定する行為を行った場合
- 四 借主が本物件に入居の申込をする際の内容について虚偽の申出をしたことが判明した場合
(一部滅失等による賃料等の減額等)
- 第23条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、それが借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用および収益できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとします。この場合において、貸主および借主は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとします。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用および収益できなくなった場合において、残存する部分のみでは借主が賃借した目的を達することができないときは、借主は、本契約を解除することができます。
- (期間内解約)
- 第24条 本契約期間内であっても、借主は、貸主に対して、3ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。
- 2 本契約期間内であっても、正当事由がある場合には、貸主は、借主に対して、解約日の6ヶ月前までに書面により解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができます。
- 3 第1項の規定にかかわらず、借主は、書面による解約申入れの日から3ヶ月前の賃料および

政務活動費 領収書等貼付用紙

10355

(10/11)

び共益費等相当額を貸主に支払うことにより、即時に本契約を解約することができます。

4 借主は貸主の承諾無くして解約の撤回、もしくは解約日の変更をすることができません。

（賃貸借期間開始前の解約）

第25条 借主が、本契約締結後、賃貸借期間開始前に本契約を解約する場合、貸主に対し書面による解約の申入れを行うものとし、この場合、借主は、賃料の 3 ヶ月分を貸主に支払うものとします。

（契約の終了）

第26条 本契約は、本物件の全部が天災、地変、火災等による滅失、あるいは都市計画事業等による収用若しくは使用制限その他の事由により使用および収益できなくなった場合には、当然に終了します。

2 本契約は、以下の事象が生じたときには終了します。

- 一 借主が個人の場合、借主の死亡により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき
- 二 借主が法人の場合、借主の解散により事業が終了したとき、または事業を継続する見込みがないとき

（明渡し）

第27条 借主は、本契約が終了する日までに（第22条の規定にもとづき本契約が解除された場合にあつては、直ちに）、本物件を明けて渡さなければなりません。

2 借主は、前項の明渡しをするときには、明渡しを事前に貸主に通知しなければなりません。

3 本契約終了と同時に、借主が本物件を明けて渡さないときは、借主は契約終了の翌日から明けて渡しが完了する日まで、1ヶ月当たり、月額賃料および共益費の倍額に相当する額を損害金として貸主に支払うものとします。

4 本物件の明渡し時において、借主が本物件内に残置した物品がある場合には、借主はその所有権を放棄したものとみなして、貸主はその物品を処分することができるものとし、その費用については借主の負担とします。

（明渡し時の原状回復）

第28条 借主は、本契約が終了するときは、貸室内の物品等一切を搬出し、借主の設置した内装造作諸設備等を除去し、貸室を賃貸借契約当初の原状に復しなければなりません（以下、「原状回復」といいます。）。

2 第1項に定める原状回復の工事は、貸主が指定若しくは承認する工事業者が施工するものとします。

3 第2項に定める原状回復の工事費用は、借主の負担とします。

4 借主は、本物件の明渡しに際して、その理由、名目の如何にかかわらず、借主が支出した必要費、有益費の償還、内装・諸造作・設備・機器等の償還または買取り、移転料、立退料、権利金等、貸主に対して一切の請求はできません。

（立入り）

第29条 貸主または貸主が指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の修繕・管理上特に必要があるときは、あらかじめ借主の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な措置を講ずることができます。

2 借主は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定にもとづく貸主の立入りを拒否することはできません。

3 貸主は、緊急の必要がある場合においては、あらかじめ借主の承諾を得ることなく、本物件内に

政務活動費 領収書等貼付用紙

10355

(11/11)

立ち入ることができます。この場合において、貸主は、借主の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を借主に速やかに通知しなければなりません。

（連帯保証人）

- 第30条 連帯保証人は、借主と連帯して、本契約から生じる借主の債務を保証するものとします。本契約が更新された場合も同様とします。
- 2 連帯保証人は本契約書に実印を押印するとともに、貸主に対して、印鑑登録証明書（発行日が本契約締結前3ヶ月以内のもの。）を1通提出するものとします。
- 3 連帯保証人が個人の場合に限り、前項の連帯保証人の債務の負担について、頭書(6)および記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 4 連帯保証人が個人の場合に限り、連帯保証人が負担する債務の元本は、借主または連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
- 5 貸主は、連帯保証人の請求があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項に関する情報を提供しなければなりません。
- 一 賃料、共益費および本契約に関する一切の金銭債務の情報
 - 二 第一号に関する利息、違約金、損害賠償その他第一号の債務についての不履行の有無とその額
 - 三 第一号に関する費用のうち弁済期が到来しているものの額
- 6 連帯保証人としての適性を欠いた場合には、直ちにその旨を貸主に通知し、貸主が連帯保証人の変更を求めたときは、貸主の請求に従い、直ちに貸主が承諾する者に連帯保証人を変更しなければなりません。
- 7 借主は、連帯保証人の住所、連絡先等に変更があったときは、直ちに貸主に通知するものとします。

（財務状況等の説明）

- 第31条 借主は、個人の連帯保証人に対し、民法第465条の10第1項にもとづき下記情報を提供したこと、また、提供した当該情報が真実かつ正確であることを表明し保証します。
- 一 財産および収支の状況
 - 二 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額および履行状況
 - 三 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容
- 2 個人の連帯保証人は、借主から前項の情報の提供を受けたこと、また、当該情報の内容を理解した上で、本契約から生じる借主の債務を保証することを確認します。

（協議）

- 第32条 貸主および借主は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとします。

（管轄裁判所）

- 第33条 本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、本物件所在地の地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とします。

（特約条項）

- 第34条 第33条までの規定以外に、本契約の特約については、別に明記(2ページ)するとおりとします。

以上